

自動体外式除細動器（AED）仕様書

1 品名

自動体外式除細動器（AED）

2 数量・納入場所

137セット

全て同一機種とし、AED本体及び付属品を1セットとして、各施設に納入すること。

納入場所は、別表「納品先一覧表」のとおり。

3 AED本体の性能等（以下の全ての項目に適合すること。）

- (1) 医療機器として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の承認を得ていること。
- (2) JRC（日本版）ガイドライン2020に準拠した機器であること。
- (3) 機器（本体）性能を毎日、自動的に点検するセルフメンテナンス機能を有し、異常状態を音と表示で警告できること。
- (4) 心電図解析開始後10秒以内に電気ショックの実施が可能であること。
- (5) 心肺蘇生の手法・手順を、音声又は画像等でガイドする機能を有すること。
- (6) 固形物体／液体の侵入に対する保護がIP55以上であること。
- (7) AED本体の保証期間が5年以上であること。AED本体の耐用年数が8年以上であること。
- (8) 1台のAED本体で成人及び未就学児患者に対応できる機能又は専用部品等を備えること。
- (9) 電極パッドはプリコネクトであること。
- (10) AED本体の電源を切らずに成人と未就学児の切り替えができること。
- (11) AED本体用キャリングケースに収納されている状態では成人対応であること。
- (12) バッテリーの耐用年数が通常待機状態で2年6箇月以上あること。
- (13) AED本体にショックボタンを有していること。

4 付属品

- (1) 成人用電極パッド2組（プリコネクト本体装着分1組と予備1組）
- (2) 未就学児用電極パッド2組（予備2組）
ただし、成人と共用できる場合は不要とする。共用する際に必要とする部品は付属すること。
- (3) バッテリー1個（本体装着分）
- (4) 一方向弁付き人工呼吸用フェイスシールド1枚
- (5) 三角巾1枚（105cm×105cm×150cm）
- (6) AED本体用キャリングケース1個

5 納入期限

令和6年7月31日（水）

6 取扱説明

各施設への納品時、職員に対してトレーニングセットを使用した機器の使用方法等について、十分な説明を行うこと。

7 その他

- (1) 売渡人は、納品日時等について、各課担当者と打合せをすること。連絡先については、「別表納品先一覧表」を参照すること。
- (2) 入札金額には、搬入、設置、調整等に係るすべての費用を含むこと。
- (3) 成人用電極パッド及びバッテリーは本体に装着した状態で納品すること。
- (4) 各施設に既設のAEDボックス（以下、「ボックス」という。）がある場合は、既設のボックスに収納すること。ただし、既設のボックスに収納できない場合は、各所管課担当者及び購入とりまとめ課担当者の了解の上、新たに収納可能なボックス（扉を開けると警報音が鳴ること。）を設置することを可とする。その場合に要する費用は売渡人の負担とする。なお、新たに設置するボックスの仕様・形状・設置方法等については事前に各所管課担当者及び購入とりまとめ課担当者に了解を得ること。また、新たに収納可能なボックスを設置するにあたり、既設のボックスの引取りが必要となった場合は、無償で引き取ること。
- (5) 既存の自動体外式除細動器（AED）133台については、無償で引き取ること。
- (6) 納品当日は、各施設担当者の指示に従うとともに、床、壁等を傷つけないよう細心の注意を払い、適切な措置をすること。
- (7) 梱包に使用したダンボール箱、ビニール等は持ち帰ること。
- (8) 入札参加者は、本件入札公告日から入札執行日の前日までに、必要に応じて現場確認（既設のボックス及び納入場所等の確認）を行うこと。現場確認を行わなかった場合の異議申し立ては受け付けない。現場確認の際は、事前に各課へ連絡すること。
- (9) 売渡人は、購入とりまとめ課に施設ごとの納品予定日一覧表を作成し提出すること。
- (10) 当該機器に障害が発生した場合には、速やかな復旧措置が取れる体制を確保すること。
- (11) 不明な点は、下記担当者と協議すること。

8 購入とりまとめ課

保健衛生医療課 医療事業係 担当 山口 電話 054-221-1332

